



金 沢 市 公 報

第 2 6 8 7 号 の 8

平成23年(2011年)4月1日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

目 次	ページ
規 則	
金沢市職員に対する子ども手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則	(職 員 課) 1

金沢市子ども手当の支払日等に関する規則の一部を改正する規則	(福祉総務課) 1
告 示	
金沢市伝統的建造物群保存地区保存整備事業費補助金交付要綱の一部改正について	(歴史建造物整備課) 2

規 則

金沢市職員に対する子ども手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年4月1日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第40号

金沢市職員に対する子ども手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則
金沢市職員に対する子ども手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則（平成22年規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律（」を「平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律（」に、「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律施行令」を「平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律施行令」に、「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律施行規則」を「平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律施行規則」に改める。

第2条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、前支払期月に支払うべきであった子ども手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の子ども手当は、当該支払うべきであったこと又は当該支給すべき事由が消滅したことが判明した日以後速やかに支払うものとする。

第4条中「、平成23年3月」の次に「から同年9月までの間」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

金沢市子ども手当の支払日等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年4月1日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第41号

金沢市子ども手当の支払日等に関する規則の一部を改正する規則

金沢市子ども手当の支払日等に関する規則（平成22年規則第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律」を「平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律」に改める。

第2条を次のように改める。

(支払日)

第2条 子ども手当の支払日は、2月、6月及び10月のそれぞれの月の15日（その日が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「日曜日等」という。）に当たるとき

は、その日の直前の日曜日等以外の日)とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、前支払期月に支払うべきであった子ども手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の子ども手当は、当該支払うべきであったこと又は当該支給すべき事由が消滅したことが判明した日以後速やかに支払うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

●金沢市告示第139号

金沢市伝統的建造物群保存地区保存整備事業費補助金交付要綱（平成13年告示第161号）の一部を次のように改正する。

平成23年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

別表中	保存地区内に居住する者の保存地区外での駐車場の借上げ（自宅敷地内に駐車施設を有しない場合の当該借上げに限る。）の事業	を	特定保存地区内に居住する者の特定保存地区外での駐車場の借上げ（自宅敷地内に駐車施設を有しない場合の当該借上げに限る。）の事業	に改め、同表の備考
-----	--	---	--	-----------

に次の1項を加える。

- 3 特定保存地区とは、金沢市東山ひがし伝統的建造物群保存地区及び金沢市主計町伝統的建造物群保存地区をいう。

附 則

この告示は、平成23年4月1日以後に行う保存整備事業について適用する。

平成23年(2011年)4月1日	印刷	発行人	金 沢 市
平成23年(2011年)4月1日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
	定価 120円	印刷所	(株) 共 栄
		石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	